

# 要 望 書

【平成30年11月】

福 島 県 水 道 協 会  
会 長 岡 部 光 徳

# 目 次

I. 東日本大震災等に関する要望	2
II. 平成31年度水道施設等整備費等に関する要望	4
【参考】平成28年度末市町村別水道普及率一覧	8

# 要 望 書

我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災並びに東京電力福島第一原子力発電所事故から7年8ヵ月が過ぎ、この間、県内の市町村等は、住民の安心・安全の確保、そして、当県の早期復興に向け、一丸となって邁進してきました。

特に、不自由な避難生活を強いている避難者の方々に、一日も早く故郷へ帰還できるよう、除染等帰還に向けた環境整備を図ってきたところであり、その結果、帰還困難区域を除いた大部分の避難指示区域が解除されたところでもあります。

また、帰還困難区域についても、「特定復興再生拠点区域」を整備し、5年後の解除を目指すとして、現在、それら町村では拠点整備に邁進しており、当県の復興は確実に新たなステージを進んでおります。

しかしながら、当県復興の大前提となる福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策は、30年以上という永い年月を要するとともに、今後は、燃料デブリの取り出しといった前例のない、極めてリスクの高い作業が続くなど、決して予断を許す状況にはありません。

さらに、原発事故によって飛散した放射性物質は、現在もあらゆる分野に風評を含めた様々な被害を生じてさせており、我々が携わる水道事業でも、未だに水道水のモニタリング検査を必要としているなど、その影響は今だ甚大であります。

また、我が国の水道は、97%を超える高普及率を達成し、社会経済活動を支える社会基盤施設として、国民生活に不可欠なライフラインであり、頻発する集中豪雨や地震などの自然災害、水質事故等の非常事態においても、基幹的な水道施設の安全性の確保や重要施設等への給水の確保、さらに、被災した場合でも速やかに復旧できる危機管理体制の確保等が強く求められております。

つきましては、当県の早期復興・再生と当県水道事業のさらなる発展に向け、次の事項の実現を図られるよう強く要望いたします。

# I. 東日本大震災等に関する要望

## 1. 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組みの安全確保

- (1) 汚染水問題を含む廃炉に向けた取組みについては、「中長期ロードマップ」等に基づき、世界の英知を結集し、国が前面に立って総力を挙げて取組み、そして確実に結果を出すこと。
- (2) 汚染水漏えいなどのトラブル防止に向け、また、今後行われる使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い作業に向け、東京電力に対し設備の信頼性の向上、現場におけるリスク管理の徹底と各対策の重層化を求めるとともに、これらの取組みに対する現場を含めた監視体制を強化し、指導・監督を徹底すること。
- (3) 今後の廃炉作業を担う作業員や現場を管理できる人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境のさらなる改善や労働災害の防止対策の実施による、作業員が安定的に、安心して働くことのできる環境の整備を東京電力に求めるとともに、国も一体となって取り組むこと。
- (4) 東京電力に対し情報公開の徹底や迅速な通報・連絡はもとより、廃炉に向けた取組みの進捗状況や今後の取組みを県民は勿論のこと、国内外に分かりやすく、正確に情報発信し、風評払拭・不安の解消に努めるよう指導するとともに国としても取り組むこと。
- (5) 使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、国及び事業者の責任において、その処理・処分方法を検討・決定し、県外において適切に処分すること。
- (6) トリチウム等放射性物質を含んだ処理水の処分に当たっては、原発事故により今も苦難が続く本県漁業関係者をはじめ県民の理解を得られる処分方法を構築すること。

## 2. 中間貯蔵施設等の整備

- (1) 中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」及び事業方針に基づき、福島県内で仮置きされている全ての放射性廃棄物を安全に管理・貯蔵できるよう、国が責任をもって着実に整備すること。  
また、管理型処分場所在両町に対する地域振興策については、地元の意向を十分踏まえ、国が責任をもって具体化を図ること。
- (2) 仮置き場等にある除染土壌等を速やかに搬出すること。  
また、中間貯蔵施設及び管理型処分場への搬入にあたっては、今後、運搬車両が倍増すること等を踏まえ、幅員狭隘個所の拡幅など対策を緊急に講じるとともに、道路交通及び道路環境に十分配慮し、輸送の安全確保に万全を期すこと。
- (3) 中間貯蔵施設に搬入された放射性廃棄物の最終処分場については、時限を切って、国が責任をもって行うこと。

### **3. 森林除染の推進**

県土の約7割を森林が占める当県にとって森林除染は、復興・再生を図るうえで不可欠な工程である。ついでには、森林は水源でもあり、飲料水に対する不安を払しょくするためにも、「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」を地元市町村等の意向を十分踏まえながら着実に進めるとともに、地域ごとに異なる汚染や復興状況に留意し、中長期的な観点から予算を確保すること。

### **4. 河川、湖沼等の除染**

環境回復の観点から河川、湖沼、ダム・ため池（農業用を除く）を除染対象に位置付けること。

なお、農業用ため池等の放射性物質対策事業については、実施可能季節に限られること、また、放射性物質への懸念などにより仮置き場の確保や地元調整に時間を要し、事業が立ち遅れていることから、復興・創生期間終了後も本事業の継続と必要予算の確保を図ること。

### **5. 上水道事業に統合した旧簡易水道施設整備に係る国庫補助期間の延長**

当県市町村では、震災の教訓を踏まえ、水道施設の老朽化対策や耐震化等を推進しているが、上水道事業に統合した旧簡易水道が簡易水道事業として施設整備を実施する場合、平成31年度までの期限が付されており、平成32年度以降は上水道事業として実施することになるが、上水道事業の更新事業等においては、補助対象範囲が限定的であり、自己財源からの事業費捻出が増加し、水道事業経営を圧迫するだけでなく、今後の耐震化等の推進に支障を来すおそれがある。

ついでには、災害に強い水道施設の構築のためにも、統合後の旧簡易水道施設整備に係る補助期限の緩和等を図ること。

### **6. 水道事業体等の損害に対する賠償**

水道事業体等が被った損害（水道使用量の減少に伴う逸失利益等々）や放射性物質検査などに伴う職員の超過勤務手当などに対する賠償について、最後まで確実に賠償されるよう、東京電力に対し指導すること。

### **7. 水道施設の激甚災害法の適用**

激甚災害法では、水道施設は適用の対象外とされているが、近年、頻発する豪雨災害で水道施設も甚大な被害を受けており、また、東日本大震災の影響によって新たな大規模地震の発生も憂慮されていることから、下水道など他の公共土木施設等と同様に水道施設も激甚災害法の適用対象とすること。

## Ⅱ. 平成31年度水道施設等整備費等に関する要望

### 1. 水道施設等整備事業の着実な実施

当県市町村における簡易水道・上水道施設等整備費国庫補助事業及び生活基盤施設耐震化等交付金事業を着実に実施できるよう要望額の満額確保を図ること。

※平成31年度当県市町村における簡易水道・上水道の施設整備事業計画（国庫補助）及び生活基盤施設等耐震化交付金事業計画（水道施設）は、6頁以降のとおりである。

### 2. 簡易水道統合の激変緩和措置と新たな財政支援等

簡易水道国庫補助制度の見直しにより簡易水道事業の統合が進められたところであるが、統合期限である平成28年度末までに事業統合が困難な事業については、平成31年度まで統合期限が延長されたが、あくまでも例外的な措置のため、根本的な解決に至っていない。

さらに、事業統合が行われても、その地理的条件から施設の効率化には限界があり、一部の自治体では会計の統合にとどまるなど、制度見直しが目指す経営の効率化や運営基盤の強化等に繋がっていない現状にあることから、統合後の施設整備に係る国庫補助金等の激変緩和措置や統合に伴い不用となった施設等の撤去費用に対する新たな財政支援を講じること。

### 3. 生活基盤施設耐震化等交付金対象の拡充

水道施設等の耐震化に特化した交付金である「生活基盤施設耐震化等交付金」が本年度より創設されたが、簡易水道に係る採択基準は、従来の簡易水道施設整備に係る国庫補助事業と同様であるため、すべての簡易水道が交付対象とされていない。

については、特定簡易水道を含め、必要な水道施設の耐震化が推進できるよう、交付対象を拡充すること。

### 4. 広域化に向けた水道事業の基盤強化施策に対する財政支援

当県は、広大な県土を有し小規模な水道施設が散在する地域が多く事業統合による広域化が難しいことから、市町村等の水道技術者の育成や近隣事業者間での技術力の共有等による県内水道事業の基盤強化を図るため、地域の実情を反映した補助制度の拡充など、基盤強化施策に対する財政支援を講じること。

### 5. 石綿セメント管更新に対する財政支援

経年劣化が激しく漏水事故の原因となっている石綿セメント管の更新に対する財政支援を講じること。

## 6. 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の再実施

水道事業を営む市町村の多くは、起債を主な財源に施設の整備拡充を行っているが、その元利償還金は大きな負担であり、特に、過去に借り入れた高金利既往債がその負担を一層大きくしている。

これまで政府資金並びに旧・公営企業金融公庫資金の繰上償還に係る補償金を免除する特例措置が2度講じられ、また、平成25年度には東日本大震災の特定被災地方公共団体を対象に補償金免除繰上償還及び借換債発行が認められたが、対象となる資金は年利4%以上の旧・公営企業金融公庫資金のみと限定的であったことから、水道事業の健全経営を確保し、水道料金の高騰を抑制するため、次の措置を講じること。

- (1) 公的資金補償金免除繰上償還制度を再度実施するとともに、実施にあたり次の要件の緩和・手続きの簡素化を図ること。
  - ① 許可要件となっている資本費等の要件を緩和すること
  - ② 年利率5%未満の企業債についても対象とすること
  - ③ 制度活用にあたって必要な財政健全化計画の策定及び申請手続きを簡素化すること
- (2) 財政融資資金についても、東日本大震災及び原子力災害の特定被災地方公共団体を対象とした補償金免除繰上償還及び借換債発行ができることとする特例措置を設けること。
- (3) 公営企業借換債制度を再度実施すること。

## 7. 小規模専用水道施設の設置に対する財政支援

広大な県土を有し、中山間地に小規模な水道施設が散在する当県は、国が目指す事業統合による広域化が推進しにくい状況にある。

人口減による水需要の低下、それに伴う料金収入の減少など、水道事業を取り巻く環境が一段と厳しさを増す中、平坦地域比べ布設条件が極めて悪い中山間地では、費用対効果と受益者負担等を考慮すれば、これまで同様、公営水道の区域拡張を図っていくことは難しくなりつつある。

このような中、当県中山間地の町村では、地域の公衆衛生の向上を図りつつ、高コストな区域拡張からの転換を図るため、独自の財政支援制度により小規模専用水道の設置を推進しているところがあり、水道事業の広域連携や官民連携のメリットが働きにくい中山間地域にとって小規模専用水道設置は、公衆衛生向上に大きく寄与する有益な方策の一つと捉えることができる。

ついては、本格的な人口減少社会の到来する中、地域の公衆衛生の向上を図りつつ、地域の実情に応じた持続可能な水道の構築に向け、小規模専用水道施設の設置に対する財政支援を講じること。

# 平成31年度簡易水道等施設整備事業計画

(単位：千円)

区分	市町村名	地区名	事業名	平成31年度要望額	
				国庫補助基本額	国庫補助額
水道未普及地域解消事業	喜多方市	入付田地区	飛地区域	125,000	50,000
	金山町	湯ノ上地区	区域拡張	45,000	18,000
生活基盤近代化事業	矢祭町	矢祭第二地区	基幹改良	90,000	22,500
簡易水道再編推進事業	北塩原村	北塩原村内	統合簡易水道	66,650	22,216
総計	4市町村 4件			326,650	112,716

※平成30年9月時点 福島県水道協会調べ



# 平成31年度生活基盤施設耐震化等交付金事業計画

(単位：千円)

市町村名	区 分	事 業 名	平成31年度要望額	
			交付基本額	交付要望額
福 島 市	水道管路耐震化等推進事業費 老朽管更新事業	老 朽 管 更 新 事 業	56,100	18,700
	水道管路耐震化等推進事業費 老朽管更新事業	老 朽 管 更 新 事 業 (ダクタイル鉄管)	413,642	103,410
須 賀 川 市	緊急時給水拠点確保等事業費 基幹水道構造物の耐震化	西川浄水場改築事業	168	56
会 津 若 松 市	水道管路耐震化等推進事業 老朽管更新事業	老 朽 管 更 新 事 業	238,458	79,486
	緊急時給水拠点確保等事業費 重要給水施設配水管	重要給水施設配水管	79,337	19,834
い わ き 市	緊急時給水拠点確保等事業費 重要給水施設配水管	重要給水施設配水管 整 備 事 業	288,285	72,071
川 俣 町	緊急時給水拠点確保等事業費 重要給水施設配水管	配水管布設替工事	47,019	15,673
大 玉 村	緊急時給水拠点確保等事業費 重要給水施設配水管	配水管整備事業	75,000	25,000
只 見 町	簡易水道再編事業 簡易水道統合整備事業	連絡管布設工事(配管)	28,080	9,360
		連絡管布設工事(舗装)	21,600	7,200
	水道管路耐震化等推進事業費 老朽管更新事業	配水管布設替工事(配管)	33,480	11,160
		配水管布設替工事(舗装)	32,400	10,800
南 会 津 町	生活基盤近代化事業 基幹改良事業	基 幹 改 良	120,000	46,666
金 山 町	簡易水道再編事業 統合簡易水道事業	統 合 簡 易 水 道	40,000	16,000
鮫 川 村	水道未普及地域解消事業	区 域 拡 張	35,640	14,256
玉 川 村	緊急時給水拠点確保等事業費 重要給水施設配水管	重要給水施設配水管 整 備 事 業	27,888	9,296
平 田 村	生活基盤近代化事業 基幹改良事業	基 幹 改 良	96,000	32,000
12市町村・17件			1,633,097	490,968

※平成30年9月時点 福島県水道協会調べ

平成28年度 市町村別水道普及率一覽

【平成29年3月31日 現在】

市	市町村名	総人口	給水人口	普及率	市町村名	総人口	給水人口	普及率
	福島市	291,028	286,904	98.6%	相馬市	38,260	37,214	97.3%
	会津若松市	122,066	117,715	96.4%	二本松市	56,970	50,646	88.9%
	郡山市	334,327	324,226	97.0%	田村市	37,539	21,003	55.9%
	いわき市	346,461	338,004	97.6%	南相馬市	55,958	46,136	82.4%
	白河市	60,908	59,067	97.0%	伊達市	61,115	54,758	89.6%
	須賀川市	76,691	70,608	92.1%	本宮市	30,789	30,086	97.7%
	喜多方市	48,278	42,356	87.7%	計	1,560,390	1,478,723	94.8%

※南相馬市の給水人口については、小高区を0人として計上

町	村	市町村名	総人口	給水人口	普及率	市町村名	総人口	給水人口	普及率
		桑折町	12,079	11,532	95.5%	埴町	8,903	6,703	75.3%
		国見町	9,321	9,300	99.8%	鮫川村	3,373	1,724	51.1%
		川俣町	14,008	11,228	80.2%	西郷村	20,331	19,913	97.9%
		大玉村	8,750	8,322	95.1%	泉崎村	6,400	5,399	84.4%
		鏡石町	12,407	11,940	96.2%	中島村	4,962	4,772	96.2%
		天栄村	5,470	5,300	96.9%	矢吹町	17,245	16,210	94.0%
		下郷町	5,581	5,077	91.0%	石川町	15,345	11,201	73.0%
		檜枝岐村	607	607	100.0%	玉川村	6,720	5,378	80.0%
		只見町	4,329	3,909	90.3%	平田村	6,286	2,982	47.4%
		南会津町	15,585	15,089	96.8%	浅川町	6,371	6,296	98.8%
		北塩原村	2,731	2,658	97.3%	古殿町	5,136	4,486	87.3%
		西会津町	6,290	4,819	76.6%	三春町	18,073	16,373	90.6%
		磐梯町	3,519	3,489	99.1%	小野町	10,213	4,995	48.9%
		猪苗代町	14,553	14,258	98.0%	広野町	4,129	0	—
		会津坂下町	16,003	15,119	94.5%	榎葉町	0	0	—
		湯川村	3,186	3,180	99.8%	富岡町	0	0	—
		柳津町	3,399	3,092	91.0%	川内村	1,991	190	9.5%
		三島町	1,585	1,551	97.9%	大熊町	0	0	—
		金山町	2,112	1,820	86.2%	双葉町	0	0	—
		昭和村	1,273	1,238	97.3%	浪江町	0	0	—
		会津美里町	20,344	17,581	86.4%	葛尾村	0	0	—
		棚倉町	13,985	13,669	97.7%	新地町	8,260	8,203	99.3%
		矢祭町	5,760	5,461	94.8%	飯館村	0	0	—
		計	326,615	285,064	87.3%				

注) 榎葉町・富岡町・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・飯館村については、行政区域内人口(H27国調人口)を0人として計上

注) 広野町・榎葉町・富岡町・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・飯館村については、給水人口を0人として計上

県総計	総人口	総人口	給水人口	普及率
	市(13)	1,560,390	1,478,723	94.8%
	町(25)	254,535	223,401	87.8%
	村(13)	72,080	61,663	85.5%
計(51)	1,887,005	1,763,787	93.5%	

全国	平成28年度	総人口	給水人口	普及率
		126,914,344	124,312,413	97.9%